

## 「基本計画」に関する答申及び中間報告の構成等について（素案）

### 1 章立て

#### はじめに

検討の経緯、これまでの検討状況（4つのWGによる検討等）、中間報告及び答申の性格・目的等について簡潔に記述。

#### 第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

#### 第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

第1～第3は、統計法の規定に準拠した構成とする。

（参考）統計法（平成19年法律第53号）（抄）

第四条（基本計画）

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

#### 第4 基本計画の推進・評価（仮称）

基本計画決定後の計画の推進体制や進捗管理等について簡潔に記述。

#### 他に追加すべき章立てはないか

### 2 WG報告と中間報告及び答申との関係

中間報告及び答申は、WG報告を踏まえ、基本計画全体としてのポイントが明確となるようにメリハリを付けて記述することが適当ではないか。

## WG報告を踏まえた中間報告及び答申の構成について（たたき台）

### はじめに

検討の経緯、中間報告・答申の性格等

検討の経緯（新統計法の制定、基本計画に関する総務大臣の諮問等）、これまでの検討状況（4つのWGによる検討等）、中間報告及び答申の性格・目的等について簡潔に記述

### 第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

#### 【記述が想定される事項の例】

- 1 公的統計が果たすべき役割
- 2 公的統計に関する主な課題・問題点
- 3 施策展開に当たっての基本的な視点（統計の体系的整備、有用性の確保等）
- 4 基本計画の目的 など

今般60年振りに改正された新統計法の理念や現下の社会経済情勢等を踏まえ、概ね10年先を見通した統計の目指すべき姿と、平成21年度から25年度までの5年間の公的統計の整備に関し、どのような方向を目指すのか等の基本的方針を記述すべきではないか。

また、計画期間中に、重点的に実施すべき施策に係る基本的考え方・視点などを記述することも必要ではないか。

### 第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 【記述が想定される事項の例】

- 1 統計体系の根幹をなすべき「基幹統計」に関する事項
- 2 統計間の整合性や国際比較性の向上に関する事項  
国民経済計算と一次統計との連携強化等  
ビジネスレジスターの構築・利活用 など
- 3 政策的あるいは社会的なニーズに応じた統計の整備に関する事項  
サービス活動に係る統計の整備・充実  
少子化・高齢化の進展やワークライフバランス等に対応した統計整備  
新たな分野の統計整備 など

第2WG・第3WGの報告書を踏まえ、「基本的な方針」に基づき、統計の体系的かつ具体的な整備等に係る事項や、統計間の整合性や国際比較の向上に関する事項、政策的・社会的なニーズに応じた統計の整備に関する事項等を、記述すべきではないか。

また、各事項のうち、重点的に対応すべき事項を基本計画部会としてピックアップし、当該事項を中心に記述すべきではないか。

### 第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

#### 【記述が想定される事項の例】

- 1 公的統計整備の考え方（共通の枠組・基準関係）  
統計ニーズの把握方法  
統計の評価、統計作成方法の見直し・効率化の考え方
- 2 統計リソースの確保・有効活用等  
統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用  
実査体制（統計専任職員等） など
- 3 統計の作成面に係る事項  
行政記録情報の活用  
民間事業者の活用 など
- 4 統計の利活用面に係る事項  
オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供  
統計データ・アーカイブの整備 など

第1WG・第4WGの報告書を踏まえ、「基本的な方針」に基づき、主に統計整備を支える制度に関する事項のうち、「総合的かつ計画的に講ずべき施策」以外の統計ニーズの把握や統計の二次利用等に関する事項等を、記述すべきではないか。

また、各事項のうち、重点的に対応すべき事項を基本計画部会としてピックアップし、当該事項を中心に記述すべきではないか。

### 第4 基本計画の推進・評価（仮称）

#### 【記述が想定される事項の例】

- 1 基本計画の推進体制
- 2 基本計画の進捗管理・評価 など

基本計画決定後の計画の推進体制や進捗管理等について簡潔に記述

## 過去の報告等で指摘された「考え方」、「視点」等

昨年5月の統計法全面改正は、そもそも、内閣府の「経済社会統計整備推進委員会」及び「統計制度改革検討委員会」等の過去の累次の報告を踏まえて行われたものであるため、基本計画部会での検討に資する観点から、事務局において、累次の報告から、検討の参考となると考えられる部分を抜粋し、以下のとおり整理した。(下線は事務局の責任で付したもの)

経済社会統計整備推進委員会報告「政府統計の構造改革に向けて」(平成17年6月)

## 1. 基本的な考え方

## (1) 統計が果たすべき役割

統計は、人口、経済、社会等に関しその集団の状態を客観的に把握することで、国や社会の姿を映し出す「鏡」となり、進むべき方向を示す「羅針盤」ともなる。国家の成立以来、洋の東西やその名称の如何を問わず、とりわけ軍事・財政上の必要に端を発して統計事業が連綿と行われてきた事実はその証左とも言える。「国家の存するところ統計あり」との19世紀フランスの統計学者モーリス・ブロックの言葉は、そうした統計の本質をよく表している。

他方で、統計は、マクロの視点に立って集団の状態を全体としてとらえるだけでなく、経済や社会の内部構造に迫り、そのメカニズムを解明する「内視鏡」とも言うべき機能を有しており、近現代においては、そうした面からの統計の役割も重要なものとなっている。現在、国連がSNA(国民経済計算体系)を始めとして各国の統計整備に向けて基本的な方針を示していることは、こうした事情を何よりも雄弁に物語るものと言えよう。

今日、人、モノ、カネ、情報が国境を越えて自由に、かつ、時間の制約にとらわれずに移動するようになり、経済社会を取り巻く内外の環境変化は、過去のどの時代に比べても一層激しいものとなっている。

そうした中で、統計は、国や地方公共団体にとって、基本的な政策運営、個別の行政施策の企画立案、更に最近では政策効果についての事前・事後の評価において、その合理性・客観性を担保するための基礎情報として欠くことのできないツールとなっている。内外の事業者や個人にとっても、統計によって示される各種の情報は、中長期の事業計画や生活設計、当面の資金調達や投資、消費・貯蓄といった経済行動や社会への関わりの中で合理的な意思決定を支える重要な指標となっている。

また、統計は、実践的な意思決定に際しての基礎情報というだけでなく、学術研究においてマクロ・ミクロ両面から様々な分析に活用されることで真理の探究を支

え、社会を一層豊かなものにすることに大きく貢献している。

さらに今日、統計は、客観性に優れ、かつ、相互の比較が容易という特性によって、国際社会における相互理解や経済社会の各分野の開発の促進という観点からも不可欠な情報基盤となっていることも見逃せない。

## (2) 改革の必要性

我が国の統計は、戦後直後に我が国の経済社会を復興し民主主義を支える基盤として、国家事業との位置づけの下にその基本的な枠組みが整備され、以後、調査客体となる事業者や国民の協力、統計に携わる関係者の努力、学術面からの研究等を通じ、質・量ともに世界屈指の水準に達し、戦後の復興とその後の高度成長を支えるものとなった。今日、近い将来訪れる人口減少・超高齢化をはっきりと見通すことができるのも、急速に進む経済のグローバル化を定量的に把握できるのも、統計のもたらす情報そのものである。

このように、統計は国・地方公共団体の政策運営や事業者・国民の意思決定に不可欠なデータを幅広く提供する情報基盤となっている。

他方で、今日の我が国の統計の現状を見つめ直してみると、以下のような課題に直面しており、経済社会の実態を十分的確に反映したデータを提供するものとなっていない。我が国の統計は、今や、社会の姿を映す「鏡」としても、進むべき進路を示す「羅針盤」としても、社会のメカニズムを解明する「内視鏡」としても、その役割を十分に果たしているとは言い難い状況にあるのである。

### 産業構造の変化への対応

産業別のGDPあるいは就業者数から我が国の戦後の経済活動を見ると、おおまかに言えば、第一次産業（農林水産業）から第二次産業（鉱業・建設業・製造業）、第三次産業（いわゆるサービス業）へ産業構造の変化が進んでおり、特に近年では第三次産業がGDPベースで約7割、就業者ベースで約3分の2のウェイトを占めるに至っている。

これに対して、各分野における統計の整備状況をみると、総じて言えば、戦後直後の食糧事情改善を担った農林水産分野とその後の高度成長を支えた製造業分野において統計が比較的充実しているのに対して、産業別のウェイトが近年著しく高まった第三次産業に係る統計の整備は十分でなく、中でも第三次産業全体を包括的にとらえる統計や、新規・新興の事業分野あるいは各府省の所管にまたがる事業分野に係る統計などでその傾向が顕著となっている。

この背景には、統計の多くが時間の経過に伴う変動をとらえることを目的として継続的に実施される傾向があることに加えて、各府省がそれぞれの政策目的に密接に関連する形で個々に統計を整備する中では、府省横断的な広がりのある事業分野では統計間の統一性・整合性を欠くことが多いこと、各府省の政策の直接

の対象となっていない分野の統計が整備されにくいこと等があると考えられる。

#### 調査環境の変化への対応

我が国の統計体系では、数年単位の周期で行われる国勢調査や事業活動に係る各種のセンサス、月次・四半期などで行われている各種の動態調査などいわゆる調査統計がその重要な部分を担っている。調査統計においては、その対象の所在を的確に把握することが前提であり、その上で報告者となる事業者や国民の協力が欠かせない。

しかしながら、今日、ITの飛躍的発展や事業形態の多様化が進む中で、SOHO (Small Office Home Office) のような外観からは把握が困難な事業所の増加、本社部門での事業一括管理の浸透、統計調査の窓口となる企業等の管理部門の人員合理化等を背景として、事業所を対象とする統計調査は困難に直面している。さらに、近年、調査客体のプライバシー意識や事業活動上の情報管理意識の高まりに伴い調査への協力が得にくくなり、調査票の回収率の低下や未記入回答の増加を通じて結果精度への影響が懸念されるに至っている。

#### 統計情報の多様で高度な利用への対応

統計情報の利用は、報告者の秘密保護とのかねあいなどから、これまでもっぱら政府の統計作成部局が提供する集計表によるほかはなく、個々の利用者が自らの目的にあわせて再集計したり、加工したりすることができる場合は極めて限られていた。

しかし今日、ITや情報処理技術の飛躍的進展が、利用者の処理能力を高める一方、情報を提供する側でも利用者の多種多様なニーズに応えるデータ提供を技術的には可能にしている。現に、諸外国では、個々の調査票から個体識別性を除いた標本データ(匿名標本データ、マイクロデータ)を用いて政策担当者や研究者等が自らの目的・関心にあわせて自由な分析を行ったり、公的な集計機関がユーザーのニーズにあわせたデータの再集計(オーダーメイド集計、オン・デマンド集計)を行う仕組みが設けられている例が多く見られる。

報告者の秘密保護を前提にした上でユーザーのこのようなニーズに応えることができれば、統計作成部局が当初に想定した利用目的を越えて様々な観点から統計データが有効に活用されることとなり、別途の政策ニーズや着眼による新たな分析・応用が期待でき、また、類似した統計調査を避けることで行政の効率化に資し、統計調査に対する事業者・国民の理解を深めることにもなるものと考えられる。

我が国では、ホームページ等を通じて電子的な形で各種の集計表を提供したり、一部の統計データについてはユーザーが自由に加工することも可能となっており一定程度はユーザーの利用にも応えているが、秘密の保護を前提とした調査票

レベルでの多様かつ高度な利用については、現行法制度の基本的な枠組みがそのような利用を想定していないこともあって、一部の統計データに関する試験的な取組を除いて、そうしたニーズへの対応は立ち後れていると言わざるを得ない。

#### 統計作成に係る各種リソースの制約への対応

大戦で荒廃した経済社会の復興のために何よりその基礎的な情報を整備することが不可欠であった終戦直後、国政上の最重要課題の一つであった統計の整備にはそれにふさわしい各種のリソース(人員・予算等)がつき込まれ、その結果、我が国の統計は急速に整備されることとなった。その後、累次の行財政改革においてそれらのリソースは総じて合理化を図ることが避けられなくなった。さらに、経済社会の環境変化が激しさを増す中、より機動性を求められることとなった政策運営や事業経営等への必要から、統計の結果公表の早期化への要請が高まり、統計の作成に充てることのできる時間というリソースにも制約が生じている。

そうした情勢に的確に対応して質の高い統計を体系的に整備していくためには、産業構造や政策ニーズの変化を踏まえて統計全体の先行きを見渡した適正なリソースの配分を機動的に実現していくことが求められているにもかかわらず、そのようなリソースの配分は実現されておらず、で述べたような状況をもたらしている。府省等別の統計職員数で見ても、経済活動別の関連統計調査の予算で見ても、統計を整備すべき分野に必要なリソースが配分されているとは到底言い難い現状となっている。

これは、我が国のいわゆる分散型統計機構の弊害が端的に現れているものと言える。これまで統計審議会や関係府省の統計主管部局長等による会議において統計整備に関する中長期的な構想や取組方針が取りまとめられてきたにもかかわらず、それらが統計関係者以外も含めた政府部内の共有認識となっていないこと、統計に関する調整がもっぱら個々の統計調査を対象として個別の指定や承認の手続等を通じて行われ、中長期的な観点や加工統計を含む統計体系全体の観点から必ずしも行われていないこと等に主な要因があると考えられる。

今日、経済財政政策を始めとする重要政策の決定及びその評価は、我が国全体の経済社会の実態を的確に把握した上で、客観的な根拠に基づいて合理的に行われる必要がある。また、個別の行政施策についても、当該行政対象等の実態把握は当然の前提として、国の政策全般や経済社会の全体の中での位置づけの中で客観的な根拠に基づいて立案・実施・評価されなければならないことは言うまでもない。このような考え方は、最近、国際社会において今後の政策決定の基軸として注目されている「証拠に基づく政策立案(evidence-based policy making)」という考え方とも軌を一にするものであり、そうした流れは政策決定過程の透明化、国民に対する説明責任といった要請にも応えるものとして確実に定着していくものと見込まれる。そうした中で、個別の行政ニーズに即した統計だけでなく、

我が国全体の経済社会の実態を包括的・客観的に示す統計を体系的に整備し、国や地方公共団体の政策運営の基礎とすることが不可欠になっている。

民間においても、経済社会情勢が激しく変化し先行きの見通せない厳しい環境の中で、過去の経験やカンだけに頼った意思決定は許されない状況となっており、様々な場面で客観的な指標を勘案した判断が求められることは少なくない。事業者や国民の誰もが手軽に利用でき、経済社会の実態を客観的かつ的確に反映した統計に対する要請は、今後も確実に強まっていくものと考えられる。

さらに視点を海外に移せば、相互の結びつきを深める国際社会において、統計は各国の置かれた状況を最も客観的に示す指標である。国際的な協調が不可欠な政策分野における基礎情報を提供し、相互の理解を深める上でも統計は重要な働きを担っている。経済がグローバル化し、ネットワークを通じて瞬時に情報が行き交う中で、我が国のありのままの姿を統計という客観的な情報によって国際社会に向けタイムリーに発信していくことは、有数の経済規模を有する国際社会の一員としての責任でもある。

以上のような統計の果たすべき役割と統計に対する官民・内外のニーズの高まりを考えれば、統計が現在の姿のまま立ち止まっていることはもはや許されない。ともすれば個別の行政施策への利用に軸足が置かれ、全体としての体系性や事業者・国民の利用はその結果として顧みられるに過ぎなかったこれまでの統計整備の在り方を抜本的に改め、統計を社会の発展を支える情報基盤として、政府が提供すべき基本的な行政サービスの一つに位置づけて今後の取組を進めなければならない。

かつては世界有数の統計先進国と言われた我が国であるが、他の主要国は我が国以上に統計が社会に果たす役割を重視し、その整備・改善に力を注いできた。総体としてみれば、我が国は今もかろうじて統計先進国のグループにとどまっていると言えるものの、現状のままでは他の主要国と互角に渡り合うことは難しい。国際社会におけるそうした地位の向上を図り、世界の統計の発展に寄与するためにも、まずは直ちに国内の統計の現状を改革するための取組に着手することが必要である。

### (3) 改革に当たっての基本的視点

人口減少や国際環境の変化など我が国を取り巻く新しい条件の下での成長基盤を確立することが急がれる今日、統計の改善は「基礎事業中の基礎事業」である。

この際、構造改革の仕上げの一環として、また、次なる飛躍の第一歩として、「統計改革」を政府の重要政策課題の一つに位置づけて集中的に取り組むべきである。

(2)で述べた現状の問題点を踏まえれば、この改革に当たっては、以下の視点を基本に据えて取組を進めることが適当である。



## 「公共財」としての統計

政府が作成する統計は、本来幅広い目的に提供されることを意図した「公共財」としての性格を持つべきであり、政府にはそれを供給する役割がある。各府省の行政目的に利用することを念頭に作成される統計についても、政府全体として、また、事業者や個人にも広く利用される情報基盤の一部として作成・提供されることが意識されなければならない。

このような「公共財」としての統計は、総体として社会の情報システムに不可欠な要素を提供している。現代の政府統計は、個別の行政に付随して行われる副次的な活動の単なる集積ではなく、それ自体が政府として責任を持って行うべき基本的な行政サービスの一つと位置づけられる。政府統計は、理論的にも、国際的な標準等に照らしても、一定以上の水準を保ち、体系性を有し、幅広い利用者の合理的な要求に応えられるものでなければならない。また、現状の認識、政策の評価等のツールとして利用されることから、政府統計が時々の政権や政策運営から中立性を保つべきことは言うまでもない。

### 加工統計を含む統計体系の整備

(2)で述べた事情を背景として、とりわけ経済統計においては、政策的あるいは社会的なニーズの高い分野の中にも包括的・基礎的な一次統計が整備されていないものがあり、また、SNA(国民経済計算体系)とその基礎となる各種の統計との連携がこれまで必ずしも十分でないなど、全体の体系性に欠けるきらいがある。

国、地方公共団体、事業者、個人、諸外国の政府や国際機関等が、我が国の経済社会の状況を的確に把握できるためには、理論的な枠組みの下で構築され、国際比較の点でも優れるSNAを統計体系の柱に位置づけ、GDP関連統計や産業関連表を始めとする重要な加工統計とその基礎となる一次統計とを有機的に関係づけて、政府統計の体系化を図ることが必要である。あわせて、統計に用いられる概念等の整合を図りつつ、政策的あるいは社会的なニーズに応じた一次統計・加工統計を過不足なく整備していくことも必要である。

社会統計においては、「社会指標」等の一定の試みはあるものの現在のところSNAに相当する体系化の機軸が必ずしも確立されていないが、各種の国際基準等も参照しつつ、人口減少社会を目前に控えてライフスタイルの変化や少子化の動向等を的確にとらえられるよう、統計の整備を図る必要がある。

### 政府部内の「司令塔」機能の強化

今後の統計の整備・改善に当たっては、「公共財」としての統計の整備や、加工統計を含めた統計体系整備を図るとともに、そのために必要なリソースを確保しつつ、そうしたリソースを最大限効率的に活用していくことが重要である。

そのため、個別行政目的への機動的な対応や各統計作成部局での専門知識の蓄積といった現行の分散型統計機構のメリットを活かしつつ、統計に関する政府部内の「司令塔」機能を強化し、中長期的な視点に立って各府省の作成する統計全体を見渡して、必要に応じて全体又は個別の調整を図りながら、統計体系の整備を計画的に進めていくべきである。

## 法制度の見直しを含む取組

< 中略 >

### 3. 統計制度に関する事項

我が国の統計を取り巻く問題を解決するためには、2. で触れた個別の統計の整備・改善を図ると同時に、個別の統計を支える制度的な基盤についてもその改革に強力に取り込んでいくことが不可欠である。

1. で述べたような統計が直面する種々の問題に照らせば、制度面からの取組において特に重要と考えられる課題は、以下のとおりである。

#### (1) 統計の体系化

##### < 取組に当たっての考え方 >

1. で述べたとおり、経済社会を取り巻く環境が激しく変化する中で、官民を問わず、客観的で合理的な根拠に基づく意思決定が求められるようになっており、国全体の経済社会の実態を包括的に示す統計を整備することが不可欠になっている。

しかしながら、現状では、我が国のいわゆる分散型の統計機構の下、多くの統計が一義的には各府省の個別行政への利用に供することを念頭に整備される傾向が見られ、各府省の所掌を反映した形で一次統計の整備が「モザイク的」に行われるといった問題があるほか、我が国の経済社会の状況を包括的に表す経済統計の基幹体系であるSNA（国民経済計算体系）とその基礎となる一次統計等との連携が必ずしも十分に図られておらず、そのため体系全体の中で統計に用いられる概念や用語が相互に有機的に関係づけられているとは言い難い状況にある。

昭和22年に制定された統計法は、その第1条で「統計の体系を整備」することを目的の一つに掲げている。ここでいう「統計」は調査統計に限られているわけではないが、法体系全体がもっぱら調査統計を念頭に置いて規定されていることもあり、SNAを始めとする加工統計の位置づけが明確ではない。このような事情は、いわゆる承認統計を規律している統計報告調整法においても同様であり、統計法制の運用を通じて加工統計を統計体系の中に積極的に組み込んだり、それらの加工統計と調査統計を始めとする基礎統計との関連付けを行うことは事実上

困難となっている。

限られたリソースによって支えられる国の統計体系は、産業構造や社会環境の変化に常に対応して必要性の薄れた統計を整理し、新たなニーズに応えるための統計を創設することを通じて整備していく必要がある。統計体系の整備のための中心的な役割は統計法に規定する指定統計制度が担っているが、これまでのところ実施者からの申請を受けて承認・指定を行うという受動的な運用にとどまっていること、いったん指定した後の解除・廃止の手続が規定されていないこと、中長期的な視野に立った統計体系の整備についての政府レベルで基本的な考え方が共有されていないこと等が相まって、統計体系の整備に積極的・能動的な役割を果たし得ていない。

今後の統計の整備に当たっては、上記のような従来の運用やその前提となっている法制度を改めることも含め、中長期的な視野に立って、加工統計と調査統計や業務統計を体系的に関連づけて、国、地方公共団体、事業者、国民等が我が国の経済社会の実態を的確にとらえ得る、産業構造や社会環境の変化に対応した統計体系を整備することを基本的な方針として取組を進めていくべきである。

その際、経済統計の体系化に当たっては、理論的な枠組みの下で構築され、国際比較も可能なSNAを柱として位置づけGDP関連統計や産業関連表と一次統計との関係を整理すること、政策的あるいは社会的なニーズに照らして必要な一次統計が過不足なく整備されていることを基本とすべきである。社会統計については、現在のところ経済統計におけるSNAに相当するような体系化の基軸が必ずしも確立されていないが、ライフスタイルの変化や少子化の動向等を的確に把握できるよう、体系的な統計の整備を目指すべきである。

#### < 具体的な取組 >

中期的な視点に立って政府全体として計画的に統計体系の整備を図っていくため、加工統計を含む統計の整備に関する中期的な基本計画（以下「基本計画」）を制度的に位置づけ、総合的・計画的な統計体系の整備に取り組むべきである。

基本計画は、学識経験者や統計利用者等の意見も反映させつつ、5年程度の期間を視野において、統計整備に当たっての基本的な考え方、重点的に統計を整備すべき分野等を明らかにした上で、当該期間における政府の取組等を盛り込むことが適当と考えられるが、その制度的な位置づけや盛り込むべき事項の詳細については、4. で述べる検討の場において具体化を図る必要がある。

（以下略）

## 第1 制度改革のねらいとポイント

### 2 基本的視点 ～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～

国、地方公共団体その他の公的な機関（以下「公的機関」という。）が作成する統計は、国・地方公共団体の政策運営や事業者・国民の意思決定等に不可欠な情報であり、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは政府の基本的な行政サービスの一つであるとの認識に立って、それらの統計を政府が責任をもって提供できるような法制度（当該法制度を効果的に運用し得る体制の整備を含む。）を構築することとする。

その際、公的機関が作成する統計に関して公的機関自らがその主要な利用者であるとしても、それらの統計は公的機関のみならず事業者や国民など社会の構成員のために広く利用されるべきであり、国際連合統計委員会が1994年に採択した「官庁統計の基本原則」にもそうした考え方が示されている。

この考え方に立てば、今般の制度改革はいわば「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ転換することを目指すものと言え、法制度の構築に当たっては、特に以下の視点を基本とし、諸外国における統計法制度や国際機関における取組等も参考に、我が国の実情に適したものとなるよう留意する必要がある。

#### 作成・利用双方の視点に立って社会の情報基盤としての統計にふさわしい規律・仕組みを確立すること

公的機関が作成する統計は公的リソース（予算、人員等）を用いて事業者や国民の負担と協力の下に作成され、その結果は当該統計の作成機関にとどまらず幅広く利用されるものであることから、作成・利用の双方の視点から社会の情報基盤としての統計にふさわしい規律・仕組みを確立することを目指す。

#### 情報源・作成方法の別にとらわれず公的機関が作成する統計の総合的・計画的・効率的な整備を可能とする仕組みを確立すること

もっぱら統計調査を対象に規律している現行の統計法制度の枠組みを見直し、いわゆる業務統計や加工統計も含めて公的機関が作成する統計全体として、総合的・計画的・効率的な整備が図られる仕組みを確立することを目指す。

#### 統計整備に関する「司令塔」機能を強化すること

各府省がそれぞれの所掌や行政目的に応じて統計を作成するいわゆる分散型統計機構のメリットも活かしつつ、政府全体を通じた効率的・効果的な統計整備が行われるよう、中長期的な視点に立って各府省の作成する統計全体を見渡して統計体系の整備を総合的・計画的に進めていく「司令塔」機能の強化を図り、当該機能が十全に発揮できる体制の実現を目指す。

### 第3 「司令塔」の在り方

#### 3 「司令塔」の有すべき機能

##### (1) 「司令塔」の有すべき機能

分散型・集中型を問わず諸外国において上記に相当する役割を果たしている政府機関が有している機能を参考にすると、我が国における「司令塔」が上記役割を果たすために有すべき機能は、おおむね以下のとおりとすることが適当である。

それらの機能は、           ) 企画立案・調整機能、           ) 基本的な統計の整備機能、           ) 統計の基盤整備機能、に大別することができ、そのような観点から、第一次委員会報告で例示された機能を含めて整理すると次のとおりとなる。

##### 企画立案・調整機能

- 統計制度に関する基本的事項の企画・立案
- 公的統計の整備に関する基本的な計画の案の作成
- 統計基準の設定
- 個別統計の作成に関する調整(指定・承認等)
- 個別統計の結果に対する評価
- 利用者のニーズ把握
- 国際的な連携、情報収集・発信

##### 基本的な統計の整備機能

- 包括的な勘定体系(SNA)等の整備
- 政府横断的・共通的な統計(他の行政機関によっては作成されない重要な統計を含む)の作成

注: 「司令塔」が統計調査を円滑に実施できるようにする観点から、地方において統計調査の実施を担う組織の体制、管理等についても留意する必要がある。

##### 統計の基盤整備機能

- 各府省が行う統計調査の共通の母集団情報の整備・提供
- 統計関係職員の専門性の向上
- 情報システムの企画・運営
- 研究開発